

安全報告書（平成 25 年）

平成 24 年度

松山市 観光・国際交流課

松山城総合事務所

安全報告書の公表にあたって

皆様には、日頃より松山城ロープウェイ・リフトをご利用いただき、誠にありがとうございます。

本市では、経営理念の第一に乗客の「安全の確保」を掲げ、法令遵守のもと安全輸送に努めております。

なお、本報告書は、鉄道事業法に基づき、輸送の安全確保のための取り組みや安全面の現状についてお知らせし、皆様からの声を今後の輸送の安全に役立てるため公表するものであります。

松山市長 野志 克仁

1. 基本方針

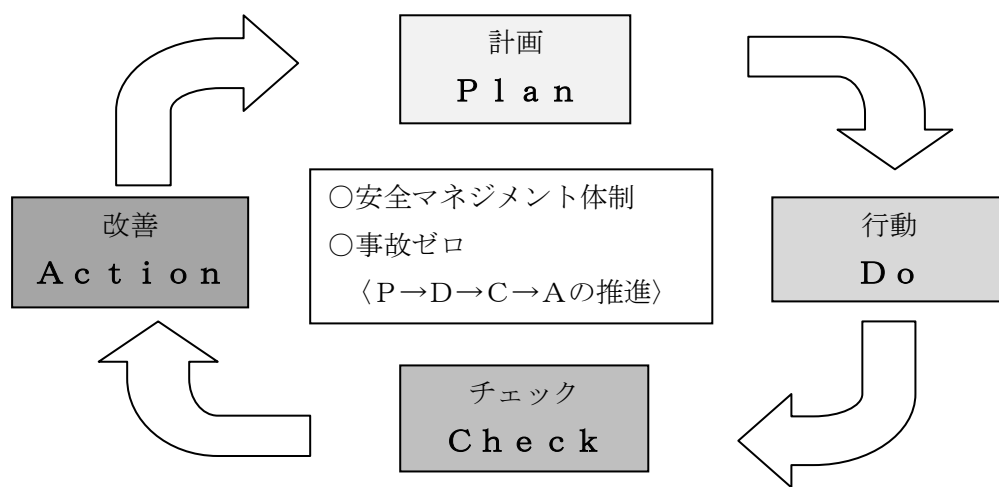
本市では、「安全に係る行動規範」を下記の通り掲げ、関係者全員に周知・徹底を図り、「安全輸送の確保・絶対無事故」に取り組みます。

「安全に係る行動規範」

- 1) 一致協力して輸送の安全の確保に努めます。
- 2) 輸送の安全に関する法令及び関連する規程（本規程を含む。以下、「法令等」という。）をよく理解するとともにこれを遵守し、厳正、忠実に職務を遂行します。
- 3) 常に輸送の安全に関する状況を理解するように努めます。
- 4) 職務の実施に当たり、推測に頼らず確認の励行に努め、疑義のある時は最も安全と思われる取り扱いをします。
- 5) 事故・災害等が発生したときは、人命救助を最優先に行動し、すみやかに安全適切な処置をとります。
- 6) 情報は漏れなく迅速、正確に伝え、透明性を確保します。
- 7) 常に問題意識を持ち、必要な変革に果敢に挑戦します。

2. 平成25年度安全目標

- (1) 「有責事故」および「インシデント」発生ゼロを目指します。
- (2) 経営トップから現場の従業員に至るまで全員が一丸となって「安心、安全」を目指し、「計画（P）・行動（D）・チェック（C）・改善（A）」のサイクルで安全性の向上を図る安全マネジメント体制の構築を目指します。



- (3) 現場での事故防止活動の取り組みとして「ヒヤリ・ハット」報告書を有効活用し、情報の共有化を図り危険因子の排除を行います。

3. 平成24年度の事故等の発生状況

- (1) 索道運転事故
 - ① ロープウェイ
平成24年度、索道運転事故はありません。
 - ② リフト
平成24年度、索道運転事故はありません。

(2) 災害（地震や暴風雨、豪雨など）による運休など

平成 24 年度、災害による終日の運行停止はありません。なお、

① ロープウェイ

荒天（雷等）のため、2 日間延べ 1 時間 0 0 分、運行を停止しました。

② リフト

雨天等のため、7 5 日間延べ 2 8 4 時間 2 5 分、運行を停止しました。

(3) インシデント（事故の兆候）

平成 24 年度、インシデントはありません。

(4) 行政指導等

平成 24 年度、四国運輸局からの行政指導はありません。

(5) その他

ロープウェイ改修工事のため、平成 25 年 1 月 16 日～3 月 22 日までの 66 日間運休しました。（四国運輸局届出済）

また改修工事終了後、四国運輸局より完成検査を受け、指摘事項はありません。

4. 輸送の安全確保のための取組み

(1) 松山城山ロープウェイ原動装置更新その他工事の実施

松山城山ロープウェイは、松山城に訪れる多くの市民や観光客の皆様の利便性向上と更なる安全輸送の確立を目指し、老朽化に伴う諸設備並びに搬器（ゴンドラ）の更新工事を実施しました。

① 工期

平成 24 年 3 月 19 日（月）～平成 25 年 3 月 8 日（金）

（ロープウェイ運休期間）

平成 25 年 1 月 16 日（水）～平成 25 年 3 月 22 日（金） 66 日間

② 主な工事内容

- ・ 原動滑車の更新
- ・ 曳索・平衡索の更新
- ・ 制御装置の更新
- ・ 予備駆動方式の更新
- ・ ロープウェイ搬器（ゴンドラ）の更新 など

(2) 救助訓練

災害や停電等によりロープウェイ・リフトが運行途中で急遽停止した際でも、迅速かつ安全確実にお客様を救助できるように、ロープウェイは緊急降下用具を使用して搬器からの救助訓練を、リフトはハシゴを使用した救助訓練を、それぞれ月1回以上実施しています。また、平成24年7月17日に、職員と松山市東消防署の合同で、公開の救助訓練を実施しました。

(3) 点検・検査業務

お客様に安心してご利用頂くため、項目に従って日々点検、検査を実施するとともに、年点検として毎年6月の3日間、専門業者（安全索道株）による「ロープウェイ・リフト機械設備電気設備定期検査」を実施しております。

(4) 安全管理の取組状況の自己チェックリストの活用

運輸安全マネジメント制度に基づき、「安全管理の取組状況の自己チェックリスト」を作成、活用することにより、安全目標の達成状況や安全管理の取組状況の把握に努めました。

(5) アルコールチェッカーの導入

索道運転室へアルコールチェッカーを平成24年12月25日（月）に設置し、運用を開始しました。運輸事業に携わる者として、飲酒運転絶無に取り組んでいきます。



アルコールチェッカーの使用状況

(6) 地震災害への安全対策

平成19年10月1日から一般提供が開始された気象庁の緊急地震速報制度を受け、さらなる安全に寄与する緊急地震速報受信装置を平成24年4月に索道運転室へ導入しました。緊急地震速報を受信した場合は、安全確保のため直ちにロープウェイ・リフトの停止、減速措置を実施します。

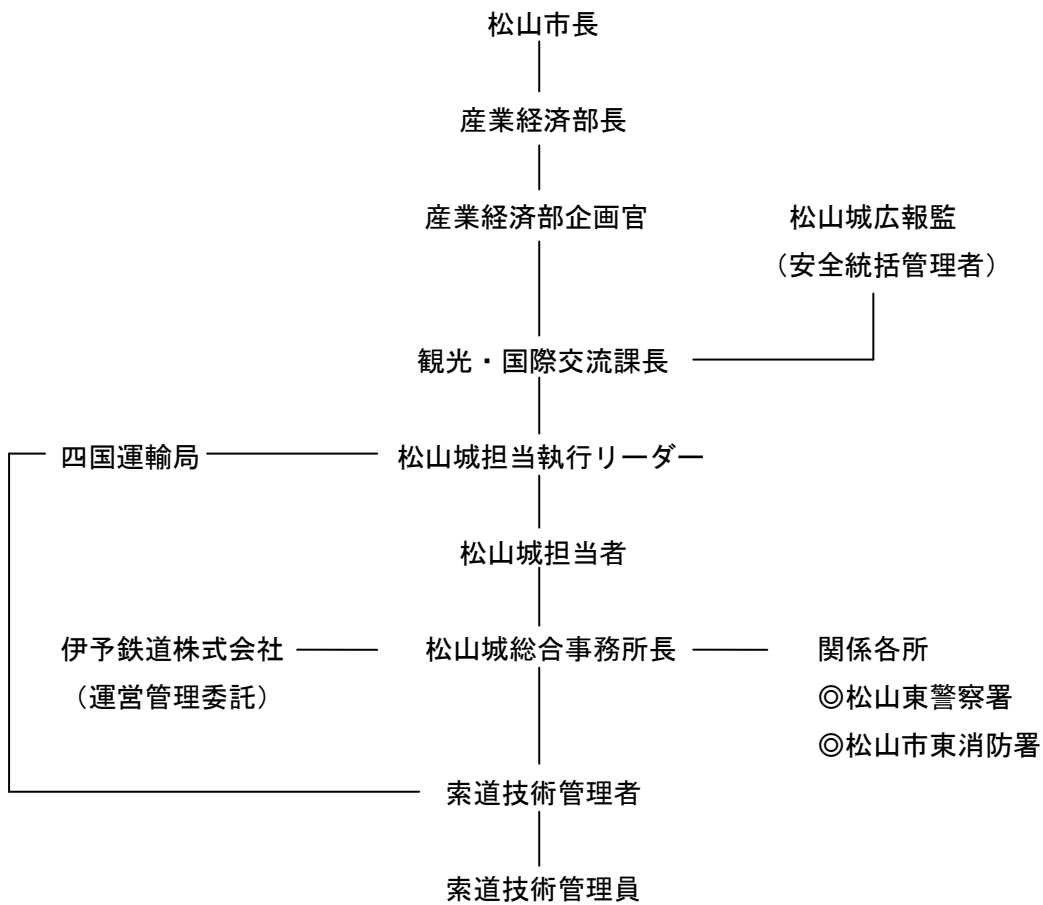


緊急地震速報受信装置

5. 当社の安全管理体制

松山城ロープウェイ・リフトでは、索道事業における安全確保に関する管理体制を下記のとおり構築し、各々の責任者の役割及び権限を明確にしております。

松山城ロープウェイ・リフト安全管理体制



6. 利用者の皆様へのお願い

(1) ロープウェイ乗車時の注意事項

- ①非常の場合は、係員の指示に従ってください。
- ②乗車中は、禁煙です。
- ③次のものは、車内に持ち込まないでください。
 - ア. 火炎・発揮油・その他発火引火しやすいもの。
 - イ. 乗客に迷惑をかける恐れのあるもの。

(2) リフト乗車時の注意事項

- ①リフトの利用に不安な方は、申し出てください。
- ②リフトには、1台に1名しか乗車できません。
- ③小学生未満の子供は、乗車できません。
- ④深く腰をかけ、鉄棒をしっかり持ってください。
- ⑤乗っている時は、次のことを行わないでください。
 - ア. 「イス」を揺らすこと。
 - イ. 「イス」から飛び降りること。
 - ウ. 「イス」の上でふざけたり、後ろを向いたりすること。
- ⑥泥酔での乗車は、ご遠慮ください。
- ⑦乗車中は禁煙です。
- ⑧安全確保等のため、減速運転及び緊急停止の恐れがありますので、ご注意ください。
- ⑨非常の場合は、係員の指示に従ってください。

7. 安全報告書へのご意見に対する連絡先

安全報告書へのご感想、安全への取り組みに対するご意見をお寄せください。

〒790-0004

愛媛県松山市大街道3丁目2-46

松山市松山城関連施設 指定管理者

伊予鉄道株式会社 松山城総合事務所

TEL : 089-921-4873

E-mail : matsuyamajo@iyotetsu.co.jp